

徳島県規則第五十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三百五十円」を「三百六十円」に改め、同1の(四)中「高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する」を「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の六各号に定める基準に適合する」に改め、「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同一の2の(一)の(2)中「六百八十八万三千円」を「七百八万九千円」に改め、同(一)の(4)中「高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改め、同表の二の1の(三)中「千三百三十円」を「千三百九十円」に改め、同表の三の3の(一)中

一九、八〇〇円	二五、
三二、八〇〇円	四二、

四〇〇円	三七、七〇〇円	四五、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	八、三〇〇円
四〇〇円	五九、〇〇〇円	六九、〇〇〇円	八七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

を

二〇、三〇〇円	二六、一〇〇円	三八、七〇〇円	四六、二〇〇円	五八、五〇〇
三三、七〇〇円	四三、五〇〇円	六〇、六〇〇円	七〇、九〇〇円	八九、三〇〇

円	八、五〇〇円
円	一一、三〇〇円

に改め、同3の(二)中

六、五〇〇円	八、七〇〇円
一〇、四〇〇円	一三、六〇〇円

三、〇〇〇円	一五、九〇〇円	二〇、〇〇〇円	二、八〇〇円
九、四〇〇円	二三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三、八〇〇円

を

六、七	一〇、七
-----	------

〇〇円	八、九〇〇円	一三、四〇〇円	一六、三〇〇円	二〇、五〇〇円	二、
〇〇円	一四、〇〇〇円	一九、九〇〇円	二三、六〇〇円	二九、八〇〇円	三、

九〇〇円	九〇〇円
------	------

に改め、同表の十三の1中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、同1の

(四)中「飲料水」を「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水」に改め、同(四)を同1の(五)とし、同1の(三)の次に次のように加える。

(四) 福祉サービスの提供

別表第一中十三を十四とし、同表の十二の2中「十四万円」を「十四万三千九百円」に改め、同十二を同表の十三とし、同表の十一の4の(一)中「三千六百元」を「三千七百元」に改め、同4の(二)中「五千七百元」を「五千九百元」に改め、同十一を同表の十二とし、同表中十を十一とし、同表の九の3の(一)中「二十二万六千円」を「二十三万二千二百円」に改め、同3の(二)中「十八万八千円」を「十八万五千七百元」に改め、同九を同表の十とし、同表の八の3の(二)の(1)中「五千二百円」を「五千五百円」に改め、同(二)の(2)中「五千五百円」を「五千八百円」に改め、同(二)の(3)中「六千円」を「六千三百円」に改め、同八を同表の九とし、同表中七を八とし、同表の六の1の(二)中「五万五千五百円」を「五万三千九百円」に改め、同六の2の(二)の(1)中「七十一万七千円」を「七十三万九千円」に改め、同(二)の(2)中「三十四万八千円」を「三十五万八千円」に改め、同六を同表の七とし、同表の五の次に次のように加える。

六 福祉サービスの提供

1 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。

2 福祉サービスの提供は、知事からの要請を受けて行うものとする。

3 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。

- (一) 災害時要配慮者に関する情報の把握
- (二) 災害時要配慮者からの相談対応
- (三) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- (四) 災害時要配慮者の避難所への誘導
- (五) 福祉避難所の設置（法第二条第二項の規定により設置する場合を除く。）

4 福祉サービスの提供のために支出する費用は、3の(一)から(四)までに掲げるものに係るものにあつては消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費について当該地域における通常の実費とし、3の(五)に掲げるものに係るものにあつては消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費について当該地域における通常の実費とする。

5 福祉サービスの提供を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

別表第二の一中「政令」を「法第七条第五項の規定により政令」に、「第四号」を「第五号」に改め、同一の4の表を次のように改める。

<p>従事者の種類</p> <p style="text-align: center;">実費弁償の種類 ごとの支給額</p>	<p>日当</p>	<p>時間外勤務手当</p>	<p>旅費</p>
<p>医師及び歯科医師</p>	<p>県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額</p>	<p>一時間当たりの日当額を一時間当たりの給与額とみなして、給与条例第九条第一項の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>	<p>知事等以外の職員とみなして、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>
<p>薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士</p>	<p>県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額</p>	<p>一時間当たりの日当額を一時間当たりの給与額とみなして、給与条例第九条第一項の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>	<p>知事等以外の職員とみなして、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>
<p>保健師、助産師、看護師及び准看護師</p>	<p>県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額</p>	<p>一時間当たりの日当額を一時間当たりの給与額とみなして、給与条例第九条第一項の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>	<p>知事等以外の職員とみなして、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>
<p>救急救命士</p>	<p>県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額</p>	<p>一時間当たりの日当額を一時間当たりの給与額とみなして、給与条例第九条第一項の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>	<p>知事等以外の職員とみなして、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>
<p>保育士、介護福祉士、介護支援専門員及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する相談支援専門員</p>	<p>県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額</p>	<p>一時間当たりの日当額を一時間当たりの給与額とみなして、給与条例第九条第一項の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>	<p>知事等以外の職員とみなして、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>
<p>社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、土木技術者及び建築技術者</p>	<p>県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額</p>	<p>一時間当たりの日当額を一時間当たりの給与額とみなして、給与条例第九条第一項の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>	<p>知事等以外の職員とみなして、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>
<p>大工</p>	<p>県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額</p>	<p>一時間当たりの日当額を一時間当たりの給与額とみなして、給与条例第九条第一項の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>	<p>知事等以外の職員とみなして、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>
<p>左官</p>	<p>県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額</p>	<p>一時間当たりの日当額を一時間当たりの給与額とみなして、給与条例第九条第一項の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>	<p>知事等以外の職員とみなして、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定を準用して算出して得た額以内の額</p>

とび職				
-----	--	--	--	--

別表第二の二中「政令第四条第五号から第十号まで」を「法第七条第五項の規定により政令第四条第六号から第十一号まで」に改め、同表に次のように加える。

三 法第八条第四項の規定により登録被災者援護協力団体に支給する場合

救助の種類ごとに、別表第一に定めるところにより算出した費用の額とする。

#### 附 則

1 この規則は、令和七年七月一日から施行する。

2 改正後の別表第一の一の1の(三)及び2の(一)の(2)、二の1の(三)、三の3、七の1の(二)及び2の(二)、九の3の(二)、十の3、十二の4の(一)及び(二)並びに十三の2の規定は、令和七年四月一日から適用する。